

1. 林道規程

昭和48年4月1日 林野道第108号

林野庁長官通達

〔最終改正〕平成3年4月1日 3 林野基第264号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、林道の管理および構造に関する基本的事項を定め、森林の管理経営上適正な林道の整備を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、民有林国庫補助林道および国有林林道に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「幹線」とは、森林の管理経営からみて利用区域の根幹となる路線をいう。
- (2) 「支線」とは、幹線から分かれる路線をいい、「分線」とは、支線から分かれる路線をいう。
- (3) 「附帯施設」とは、林道の通行上及び構造上の機能保持のため設けられる防雪施設その他の防護施設・交通安全施設・標識・林業作業用施設等をいう。
- (4) 「設計車両」とは、林道の設計の基礎とする自動車をいう。
- (5) 「設計速度」とは、設計車両の速度をいう。
- (6) 「車線」とは、一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (7) 「車道」とは、もっぱら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分の部分をいう。
- (8) 「路肩」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分の部分をいう。
- (9) 「保護路肩」とは、舗装構造及び路体を保護し、又は交通安全施設・標識等を設けるために盛土の路肩に接続して設けられる帯状の部分の部分をいう。
- (10) 「車道の曲線部」とは、車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分をいう。
- (11) 「緩和区間」とは、車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設ける一定の区間をいう。
- (12) 「視距」とは、車道（車線の数を2とするもの）にあっては車線。以下、この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車道の中心線上にある10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車道の中心線に沿って測った長さをいう。
- (13) 「合成勾配」とは、縦断勾配と片勾配又は横断勾配を合成した勾配をいう。

(林道の種類及び区分)

第4条 林道の種類は、次による。

- (1) 自動車道
- (2) 軽車道

- 2 前項各号の林道には必要な附帯施設を含むものとする。
- 3 自動車道は次のように区分する。
 - (1) 自動車道1級 国道・都道府県道等と連絡する幹線
 - (2) 自動車道2級 自動車道1級および自動車道3級以外のもの
 - (3) 自動車道3級 小利用区域にかかる支線および分線
- 4 軽車道は、全幅員1.8メートル以上3.0メートル未満のもので軽自動車の通行できるものをいう。

第2章 管 理

(林道の管理者)

第5条 林道の管理者は、国有林林道にあっては営林署長、民有林林道にあっては地方公共団体、森林組合等の長とする。

(管理の義務)

第6条 林道の管理者は、その管理する林道について管理方法を定め、通行の安全をはかるようにつとめなければならない。

(林道台帳の整備)

第7条 林道の管理者は、別に定める林道台帳を整備し、これに林道の種類、構造、資産区分等を記載し、林道の現況を明らかにしなければならない。

(車両の通行に関する措置)

第8条 管理者は、交通の安全を確保するため必要がある場合には、法令に定める手続に従って、次の措置をとるものとする。

- (1) 車両の通行の禁止または制限
- (2) 乗車または積載の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他構造の保全または通行の危険防止のため必要な事項

第3章 自動車道の構造

(設計車両)

第9条 自動車道の設計に当たっては、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ同表の右欄に掲げる自動車が、安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

区 分	設 計 車 両
1級及び2級	普 通 自 動 車
3 級	小 型 自 動 車

2 設計車両の種類ごと諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

設計車両 \ 諸元 (メートル)	長さ	幅	高さ	前 端 オ ー バ ハ ン グ	軸 距	後 端 オ ー バ ハ ン グ	最 回 半 径	小 転 径
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6	
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12	

備考) この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 前端オーバーハング
車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 2 軸距
前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 3 後端オーバーハング
後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

(幅員)

第10条 車線及び車道の幅員は、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄及び車道幅員の欄に掲げる値とする。

区	分	車線の幅員 (メートル)	車道幅員 (メートル)
1 級	2 車線のもの	2.75	—
	1 車線のもの	—	4.0
2	級	—	3.0
3	級	—	2.0又は1.8

(設計速度)

第11条 設計速度は、次の表の左欄に掲げる自動車道の区分に応じ、同表の設計速度欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができるものとする。

区	分	設計速度 (キロメートル/時間)	
1 級	2 車線のもの	40又は30	20
	1 車線のもの	40, 30, 又は20	—
2	級	30又は20	—
3	級	20	—

(路肩)

第12条 路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、路肩幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、長さ50メートル以上の橋、高架の自動車道又は地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、同表の路肩幅

員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができるものとする。

区分	路肩幅員 (メートル)		
1 級	2 車線のもの	0.75	0.50
	1 車線のもの	0.50	0.25
2	級	0.50	0.25
3	級	0.50又は0.30	0.25

2 保護路肩の幅員は、0.5メートル以下で必要最小限度とする。

(建築限界)

第13条 建築限界は、次の示すところによるものとする。

トンネル、長さ50メートル以上の橋および高架の自動車道以外の自動車道	トンネル、長さ50メートル以上の橋および高架の自動車道
<p>この図において$H \cdot a \cdot b$およびeはそれぞれ次の値をあらわすものとする。</p> <p>$H = 4.5$メートル、ただし、地形の状況と他の理由によりやむをえない場合には4.0メートルまで、自動車道3級については3.0メートルまで縮小することができる。</p> <p>a } 路肩幅員 e }</p> <p>b $H - 3.8$メートル、ただし自動車道3級については、$H - 2.3$メートルとすることができる。</p>	

(車道の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条 車道の曲線部の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の各区分欄の左欄に掲げる値以上とする。

ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、同表の曲線半径の欄の各区分欄の右欄に掲げる値まで縮小することができるものとする。

区 分 設計速度 (キロメートル/時間)	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)							
	1 級				2 級		3 級	
	2車線のもの		1車線のもの					
40	60	50	60	40	—	—	—	—
30	30	25	30	20	30	20	—	—
20	20	—	15	—	15	10	15	6

(曲線部の片勾配)

第16条 車道及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該自動車道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、8パーセント以下の片勾配を附するものとする。

(曲線部の拡幅)

第17条 車道の曲線部においては、次の表の自動車道の区分及び当該曲線部の曲線半径に応じ、同表の拡幅量の欄に掲げる値により車道及び車線を拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)	拡 幅 量 (メ ー ト ル)
1 級 (2車線のもの)	以上 未満	1.50 1.25 1.00 0.75 0.50 0.25 (1車線当たり)
	20 ~ 24	
	24 ~ 29	
	29 ~ 39	
	39 ~ 52	
	52 ~ 82	
82 ~ 130	0.25	

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)	拡 幅 量 (メ ー ト ル)
1 級 (1車線のもの) 及 び 2 級	以上 未満	2.25 2.00 1.75 1.50 1.25 1.00 0.75 0.50 0.25
	12 ~ 13	
	13 ~ 15	
	15 ~ 16	
	16 ~ 19	
	19 ~ 25	
	25 ~ 30	
	30 ~ 35	
	35 ~ 45	
	45 ~ 50	

区 分	曲 線 半 径 (メ ー ト ル)		拡 幅 量 (メ ー ト ル)
	以 上	未 満	
3 級	6	9	1.00
	9	13	0.75
	13	25	0.50
	25	50	0.25

(緩和区間)

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむをえない場合には、この限りでない。

- 2 車道の屈曲部において片勾配を附し、または拡幅をする場合には、緩和区間においてすりつけるものとする。
- 3 車線の数を2とする場合は、次の表の左欄に掲げる設計速度ごとに応じ、同表の右欄に掲げる値を標準とする。

設計速度 (キロメートル/時間)	緩 和 区 間 長 (メ ー ト ル)
40	35
30	25
20	20

(視 距)

第19条 視距は、次の表の左欄に掲げる自動車道の設計速度に応じ、同表の視距の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には交通安全施設等を設置して、同表の視距の欄の右欄に掲げる値以上とすることができるものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	視 距 (メ ー ト ル)	
40	40	—
30	30	15
20	20	15

- 2 車線の数を2とする場合は、必要に応じ自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 縦断勾配は、次の表の左欄に掲げる自動車道の設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の左欄に掲げる値以下とする。

ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄に掲げる値以下（設計速度20キロメートル/時間については、延長100メートル以内に限り同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄（ ）内に掲げる値以下）とする。

区 分 設計速度 (キロメートル/時間)	縦 断 勾 配 (パ ー セ ン ト)							
	1 級				2 級		3 級	
	2車線のもの		1車線のもの					
40	7	10	7	10	—	—	—	—
30	8	12	8	12	8	12	—	—
20	9	12	9	14	9	(16) 14	9	(18) 14

(縦断曲線)

第21条 縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。ただし、舗装箇所以外の箇所で縦断勾配の代数差が5パーセント以下の箇所については、この限りではない。

2 縦断曲線の半径は、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	縦断曲線の半径 (メートル)
40	450
30	250
20	100

3 縦断曲線の長さは、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (キロメートル/時間)	縦断曲線の半径 (メートル)
40	40
30	30
20	20

(路 面)

第22条 路面は、砂利道又は舗装道とし、平坦かつ均一で十分な支持力をもたせるよう仕上げるものとする。

(横断勾配)

第23条 車道および車道に接続する路肩には、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を附するものとする。

路 面 の 種 類	横断勾配 (パーセント)
砂 利 道	5以下
セメントコンクリート舗装道及び アスファルトコンクリート舗装道	1.5以上2以下

(合成勾配)

第24条 合成勾配は、12パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場

合には、次の表の右欄に掲げる値以下とすることができるものとする。

区 分		合成勾配 (パーセント)
1 級	2 車 線 の も の	12
	1 車 線 の も の	14
2 級		16
3 級		18

(鉄道等の平面交差)

第25条 自動車道が鉄道または軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する自動車道は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側から30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の縦断勾配は2.5パーセント以下とすること。

ただし、自動車の交通量がきわめて少ない場合または地形の状況その他の理由によりやむをえない場合には、この限りでない。

- (3) 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と自動車道の中心線との交点から、軌道の外方自動車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機、その他の保安設備が設置される場合又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない場合には、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (キロメートル/時間)	見とおし区間の長さ (メートル)
50 未 満	110
50 以 上 70 未 満	160
70 " 80 "	200
80 " 90 "	230
90 " 100 "	260
100 " 110 "	300
110 以 上	350

(自動車道の取付け)

第26条 自動車道と他の道路との取付けは、必要に応じ、左右に通行できるようにするものとする。

(排水施設)

第27条 排水のため必要がある場合においては、側溝、集水ます、その他適当な排水施設を設けるものとする。

- 2 側溝および集水ます等の位置、構造等は、排水上適当なものでなければならない。
- 3 積雪地方および凍上のおそれのある箇所については、特に十分な排水設備を設けなければならない。

(橋、高架の自動車道)

第28条 橋、高架の自動車道その他これに類する構造の自動車道の設計に用いる設計車両の荷重は、当該自動車道の

区分及び自動車の交通の状況に応じ、次の表の右欄に掲げる値とする。

区 分		設計車両の荷重 (t : トン)
1 級	2 車 線	25 t f A 荷重
	1 車 線	25 t f A 荷重又は14 t
2 級		
3 級		14 t 又は 9 t

(待避所および車廻し)

第29条 待避所は、自動車道の区分に応じ次の規格により設けるものとする。

区 分	間 隔 (メートル)	車 道 幅 員 (メートル)	有 効 長 (メートル)
1 級	300以内	5.0以上	20以上
2 級	500以内	5.0以上	20以上
3 級	500以内	4.0以上	10以上

2 車廻しを特に設ける場合にあつては、車道幅員を10メートルまで拡張することができるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第30条 なだれ、吹きだまり等により交通に支障を及ぼすおそれのある場合には、柵工、階段工、雪覆工等の施設を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は自動車道に損傷を与えるおそれのある場合には、さく、擁壁その他適当な防護施設を設けるものとする。

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、防護柵、道路反射鏡その他これらに類する交通安全施設を設けるものとする。

(標 識)

第32条 自動車道の起点及び終点には、標識をたてその区間を示すものとする。

2 交通の安全と円滑な通行をはかるため必要に応じ、警戒、規制または指示標識を設けるものとする。

(林業作業用施設)

第33条 森林の経営管理のため、林道を利用した作業に必要がある場合には、土場施設、防火施設等を設けることができるものとする。

第 4 章 雑 則

第34条 この規程により難い事由がある場合には、林野庁長官の承認を受けて、この規程によらないことができる。

2 現に存する自動車道の構造でこの規程に適合しない部分については、これを改良する場合のほか、この規程は適用しない。

3 大規模林業圏開発事業に係る林道の構造については、別に定めるところによる。

附 則 この規程は、昭和48年4月1日からこれを適用する。

2 第34条第1項の適用については、林野庁長官が別に定める場合には、同項の承認を受けたものとみなす。

- 附 則 （昭和52年 8月 52林野第331号林野庁長官通達）
この規程は、昭和52年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和54年 6月 54林野道第277号林野庁長官通達）
この規程は、昭和54年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和55年 6月 55林野道第55号林野庁長官通達）
この規程は、昭和55年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和58年 6月 58林野道第379号林野庁長官通達）
この規程は、昭和58年 7月 1日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和59年 6月 59林野道第425号林野庁長官通達）
この規程は、昭和59年 5月11日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和60年 6月 60林野道第109号林野庁長官通達）
この規程は、昭和60年 5月18日からこれを適用する。
- 附 則 （昭和63年 4月 63林野道第50号林野庁長官通達）
この規程は、昭和63年 4月 1日からこれを適用する。
- 附 則 （平成 3年 4月 3林野基第264号林野庁長官通達）
この規程は、平成 3年 4月 1日からこれを適用する。